

＜県民の生活環境の保全等に関する条例＞

【公害防止等に係る各主体の責務】

- 県の責務
- 事業者の責務
- 県民の責務

県民は、県が実施する公害の防止等に関する施策に協力する等により公害の防止等に寄与するよう努めなければならない。

【公害の防止に関する規制等】

- 大気汚染
- 土壌・地下水汚染
- 騒音・振動・悪臭

【事業活動及び日常生活に係る環境への負荷の低減】

地球温暖化の防止

- ・ 地球温暖化対策計画書等の作成
- ・ 地方公共団体実行計画の策定等

- 建築物に係る環境への負荷の低減
 - ・ 建築物環境配慮指針の策定等
 - ・ 特定建築物環境配慮計画書の作成等
 - ・ 特定建築物配慮計画書の変更の届出等
- 自動車の使用に伴う排出ガス・騒音の低減
 - ・ 自動車の走行量の抑制等
 - ・ 自動車の駐停車時の原動機の停止義務等
 - ・ 駐車場設置等の周知義務
 - ・ 低公害車の購入等
 - ・ 低公害車の導入義務等
 - ・ 自動車販売者による環境情報の説明義務等
- 生活排水対策
 - ・ 公共用水域の水質の汚濁防止
- 循環型社会の形成
 - ・ 廃棄物の発生抑制等
 - ・ 県による環境物品の調達方針の作成

＜条例への位置づけを検討したい項目＞

温室効果ガス削減に関する各主体の責務

県民	低炭素型ライフスタイルへの転換
	家庭のエネルギー消費の削減
	環境に配慮した住宅の普及
事業者	大規模・中小規模事業者による低炭素型の事業活動の促進
	環境に配慮した建築物の普及
	低炭素型の技術・製品・サービスの供給の促進
	農林水産業の省エネ化の促進
	行政による率先取組の推進
行政・県民・事業者等	環境負荷の低い交通・運輸への転換の促進
	自動車使用に伴う環境負荷の低減
	環境負荷の少ない都市づくりの推進
	太陽エネルギーの恵みの有効活用
	未利用資源・エネルギーなど地域資源の活用
	水素社会の実現に向けた取組の推進
	環境・新エネルギー分野の産業振興の推進
	廃棄物由来の二酸化炭素対策
	代替フロン等の対策
	温室効果ガスの吸収源対策
	低炭素社会の形成に向けた人づくり
	県